平成26年5月15日改正以前のJAS規格に認められていた食品添加物は、以下のとおり。

トマト加工品の日本農林規格(制定 昭和54年10月11日農林省告示第1419号)

第4条 トマトミックスジュースの規格

香辛料抽出物以外のものを使用していないこと。

第5条 トマトピューレー及びトマトペーストの規格

トマトピューレー	トマトペースト
使用不可	1 p H調整剤 炭酸水素ナトリウム又はクエン酸

第6条 トマトケチャップの規格

特 級	標準
香辛料抽出物以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していない こと。 1 酸味料

第7条 トマトソースの規格

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- 1 酸味料
 - クエン酸及びDL-リンゴ酸
- 2 調味料
 - L-グルタミン酸ナトリウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム及びコハク酸二ナトリウム
- 3 糊彩
 - キサンタンガム及びタマリンドシードガム
- 4 香辛料抽出物
- 5 形状保持剤
 - 塩化カルシウム及び乳酸カルシウム

第8条 チリソースの規格

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- 1 調味料
 - L-グルタミン酸ナトリウム及び5'-リボヌクレオチドニナトリウム
- 2 香辛料抽出物

第9条 固形トマトの規格

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- 1 酸味料
 - クエン酸及びDL-リンゴ酸
- 2 形状保持剤
 - 塩化カルシウム及び乳酸カルシウム
- 3 香辛料抽出物